

口述審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

1: 運航に必要な知識

□1-1 最近の変更点

□安全講習会受講により確認済

□安全講習受講後の変更事項を審査

(飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする)

○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。

なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。

➤特定操縦技能審査口述ガイダンス(「ガイダンス」という)「第1部 1-1. 最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1-2 一般知識

□安全講習会受講により確認済

□安全講習受講後の変更事項を審査

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1-2. 一般知識」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1-3 航空機事項等

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1-3. 航空機事項等」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

実技審査

実施要領 (○) 判定基準 (>)

2: 飛行前作業

□2-1 証明書・書類

- 航空機登録証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか確認させる。
 - 耐空証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか、耐空類別は何か、有効であるかを確認させる。
 - 運用限界等指定書を確認させる。
 - 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。
- > 必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解読し説明ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-2 重量・重心位置等

- 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。
- > 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できる。(重量・重心位置等に関する質問事項に概ね答えられる)
- 使用する燃料及び滑油の種類および搭載量を答えさせる。
- > 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-3 航空情報・気象情報

- 必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明させる。
- > 航空情報を理解できる。
- 必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明させる。
- > 天気図等を使用し、天気概況の説明ができる。
- > 各種(空港等、使用空域)の気象通報式の解読ができる。
- > 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-4 飛行前点検

○航空機の外部点検及び内部点検をさせる。

➤飛行規程等に定められた内部及び外部点検ができる。

○点検中、諸系統及び諸装置についても質問する。

➤点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされている。

➤上記のほか、飛行前点検に関する質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-5 始動・試運転

○始動及び試運転を行わせる。

➤チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できる。

➤制限事項を守れる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

3：空港及び場周経路における運航

□3-1 垂直離陸（離水）・着陸（着水）（ホバリング含む）

○垂直に離陸してホバリングを行わせる。

○ホバリングから垂直に着陸させる。

➤他機や障害物等、周辺の状況を考慮して、ホバリングが開始されていること。

➤針路の変化及び位置の移動が少なく、安定してホバリングに移行できること。

➤地上共振を避けるための配慮がなされていること。

➤LTEに対する配慮がなされていること。

○水上機の場合は、上記項目を水上で行わせること。

・目標物を確実に捉え接水、離水ができること。

・波高の判定ができること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□3-2 地（水）上滑走

○管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走又はエアタキシングを行わせる。

- ・エアタキシングの高度は障害物を避ける場合を除いて、ホバリング高度とする。

➤ダウンウォッシュの影響が考慮されていること。

➤他機や障害物などの周辺の状況を考慮し、速やかにかつ安全に停止できる速度で滑走できること。

➤他機（特に大型機）の後方を通過する場合に安全に対する配慮を行えること。

➤LTE に対する配慮がなされていること。

○水上機の場合は、上記項目を水上で行わせること。

- ・滑走速度が適切であること。
- ・安全な操作であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□3-3 場周飛行及び後方乱気流の回避

○所定の方式に従って場周経路を飛行させる。

- ・場周経路は管制機関からの指示等がない場合は受審者の計画による。

- ・適切な見張りができること。

- ・速度は次の順位で上位のものを基準とする。

a 運航会社等の設定した速度、b 製造者の推奨する速度、c 受審者の決定した速度

➤場周経路を先行機と適切な感覚を設定して飛行できること。

➤飛行中の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、以内の変化であること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

4：通常の離陸及び着陸並びに着陸復行

□4-1 通常の離陸（離水）

○ホバリングから通常の上昇を行わせる。

- ・離陸位置でホバリングを行い余剰出力を確認する。
- ・飛行規程に示された方法により離陸操作をし、高度速度包囲線を配慮した適切なコントロールを行うこと。
- ・飛行規程を元に受審者が計画した速度で上昇を行うこと。
- ・過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること。
- ・横風修正は、一般的に上昇速度に達するまではバンク、その後はクラブで針路の修正を行うこと。

➤上昇中の速度は、±10 ノット以内の変化であること。

➤横風修正が適切であること。

○水上機の場合は、上記項目を水上で行わせること。

- ・水面上でのホバリングが安定していること。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□4-2 通常着陸（着水）

○通常の進入を行い目標上でホバリングを行わせる

- ・所定の進入角に安定した進入速度で乗れるよう、場周飛行における減速及び降下開始時機を計画すること。
- ・進入角に乗ったら、円滑に出力を調整して進入を開始し、進入中は進入角及び進入速度を維持するようコントロールすること。（進入角及び進入速度については、飛行規程を元に受審者が計画したものであること。）
- ・高度速度包囲線を配慮した適切な減速操作を行い、ホバリングに移行すること。
- ・横風修正は、一般的に減速操作を開始するまではクラブ、その後はバンクで針路の修正を行うこと。

➤進入速度は、減速操作を開始するまで±10 ノット以内の変化であること。

➤概ね一定した進入角であること。

➤軸線の保持が適切であること。

➤横風修正が適切であること。

➤直径 25 フィートの円内でホバリングをすること。

➤水上機の場合、ホバリング高度が安定していること

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

□4-3 着陸復行

○通常の着陸進入中、指示により復行を行わせる。

(口述ガイドンス「第2部 3. その他必要な事項(7) 着陸復行」に従って質問することもできる)

➤機を失せず安全に復行操作ができること。または、質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

基本的な計器による飛行

□5-1 レーダー誘導による飛行

○機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。

- ・被審査者に機位が不明となった状況を与える。
- ・被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。
- ・500フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う。
- ・被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。

(注) 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。フードの使用は被審査者の任意による。

➤所定の方式により、レーダー誘導の要求ができる。

➤誘導の指示を理解し、対応した操作ができる。

➤飛行中の諸元は、高度は±100フィート、速度は±10ノット、針路は±10度(水平直線飛行時、旋回停止時)以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

6：飛行全般にわたる通常時の操作

□6-1 通常操作

○規程等に定められた飛行状況の管理を行わせる。

➤操縦に2人を要する航空機

- ・スタンダードコールアウトが実施できる。
- ・規程等に従った操作が正しく実施できる。

➤1人で操縦できる航空機

- ・規程等に従った操作ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

7：異常時及び緊急時に必要な知識

□7-1 多発機の1発動機故障

○口述ガイダンス「第2部 7-1. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□7-2 諸系統又は装置の故障

○口述ガイダンス「第2部 7-2. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

8：航空機乗組員間の連携

(注) 操縦に2人を要する飛行機に限る

□8-1 乗員間の連携等

○機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。

➤乗員間の連携等が適時緊密にできる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

総合判定 (全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載)

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも2年間保存すること。